

医療費など一時的に資金を必要とされている年金受給者を支援します



■ 事業の概要 ■

年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度は厚生年金保険、国民年金または労働者災害補償保険の年金を担保とする貸付制度です。これらの年金を受給されている方が、保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。

なお、両制度については、閣議決定で廃止が決定されており、厚生労働省から「2022年3月末の予定で申込受付を終了する」旨の方針が示されましたが、それまでの間は従来通り申込が可能であり、返済の取扱も同様です。



身近な窓口で、自分の年金から借入できるのは助かるわ。

特色
1

年金を受給されている方々の一時的な資金需要を、低金利の貸付で支援します。

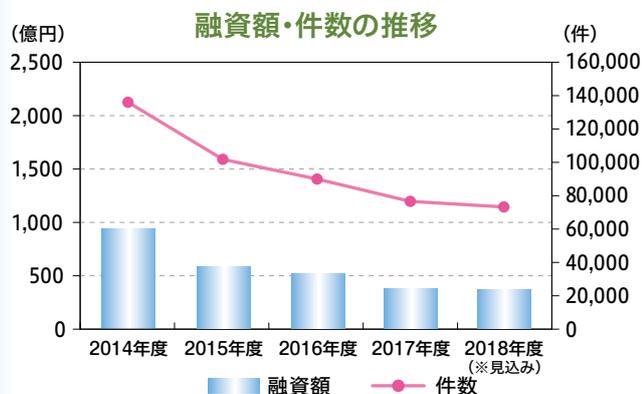
特色
2

貸付額や返済額の上限を設定することにより、必要で無理のない融資を行います。

特色
3

身近な金融機関の窓口(全国で約2万店舗)で、相談や手続きができます。

2017年度末には約7万8千件、約394億円の融資を行い、全体の残高は約20万3千件、約588億円となりました。



【お問い合わせ】

年金貸付部 年金貸付課

TEL03-3438-0224

FAX03-3438-9962